

【賃貸借契約を解約する際の車庫登録の移動について】

本承諾書の発行にあたり、次回賃貸借契約者の車庫証明取得を妨げないために下記事項を遵守します。

1. 私が駐車場の賃貸借契約を解約する場合、契約が終了する日までに次の移動先である新駐車場へ車庫登録を移動し、その保管場所標章交付申請書の写しまたは廃車証明書の写しを貴社へ提出します。
2. 上記1が駐車場の賃貸借契約終了日を過ぎて完了した場合は、完了日までの損害金（賃料相当額）を貴社より請求されても異議申し立てをしないことを承諾します。
3. 上記1について特段の事由があり賃貸借契約終了日までに完了できないときは、事前（賃貸借契約終了日前迄）に貴社へ連絡を行ない、かつ貴社より上記1の完了期日の延期承認があった場合は、その承認された延期日迄に上記1を完了させることにより、上記2の損害金の支払いについては免除していただくこととします。

株式会社 ジョイフルマネージメント
代表取締役社長 杉山 真一